

## 本検討会の進め方(案)

### 1. 御審議いただく事項について

平成 22 年5月に廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物処理業者のうち、一定の熱回収率を満たす熱回収施設設置者が認定を受けることができる制度が創設された。この制度の実施(平成 23 年4月予定)に向けて、熱回収施設設置者の認定の方法を検討し、熱回収施設設置者認定マニュアル(仮称)を策定する必要がある。

そこで本検討会では、都道府県等が産業廃棄物の熱回収施設設置者を改正廃棄物処理法に基づき認定するためのマニュアルを策定することを目的とし、設置要綱に掲げた検討項目(主として以下の検討項目)を検討する。

- ① 熱利用に含める熱利用用途
- ② 外部燃料による熱回収量算出方法
- ③ 投入廃棄物熱量算出方法(量、種類、発熱量についての算出方法)

### 2. 熱回収施設設置者認定マニュアルに係るスケジュール

○平成22年10月(第1回検討会)

・熱回収施設設置者認定マニュアルにおける検討課題の審議



○平成22年11月(第2回検討会)

・熱回収施設設置者認定マニュアル原案、施行通知事項の説明・審議



○12月 施行通知の発出(都道府県等宛)



○平成22年12月(第3回検討会)

・熱回収施設設置者認定マニュアルの審議・決定



○平成23年1月

・熱回収施設設置者認定マニュアルの公表(都道府県等宛、ウェブ等)



○2~3月 説明会(都道府県等、事業者向け)



○平成23年4月 熱回収施設設置者認定制度施行

### 3. 会議資料・議事録の扱い

- ・会議資料は環境省ウェブ上で公開。
- ・議事概要は、発言者の了解を得た後、環境省ウェブ上で公開。

以上